	四国総合通信局管内	平成31年６月30日まで	0.1W以下	
	九州総合通信局管内	平成31年６月30日まで	0.1W以下	
	沖縄総合通信事務所管内	平成31年６月30日まで	0.1W以下	
49.3GHzから49.8GHzまで	東北総合通信局管内	平成31年６月30日まで	0.1W以下	
	関東総合通信局管内	平成31年６月30日まで	0.1W以下	
	信越総合通信局管内	平成31年６月30日まで	0.1W以下	
	北陸総合通信局管内	平成31年６月30日まで	0.1W以下	
	東海総合通信局管内	平成31年６月30日まで	0.1W以下	
	近畿総合通信局管内	平成31年６月30日まで	0.1W以下	
	中国総合通信局管内	平成31年６月30日まで	0.1W以下	
	四国総合通信局管内	平成31年６月30日まで	0.1W以下	
	九州総合通信局管内	平成31年６月30日まで	0.1W以下	
	沖縄総合通信事務所管内	平成31年６月30日まで	0.1W以下	
51.35GHzから52.35GHzまで	東北総合通信局管内	平成31年６月30日まで	0.1W以下	
	信越総合通信局管内	平成31年６月30日まで	0.1W以下	
	北陸総合通信局管内	平成31年６月30日まで	0.1W以下	
	東海総合通信局管内	平成31年６月30日まで	2000W以下	空中線電力は0.1W以下に限る。
	近畿総合通信局管内	平成31年６月30日まで	0.1W以下	
	中国総合通信局管内	平成31年６月30日まで	0.1W以下	
	四国総合通信局管内	平成31年６月30日まで	0.1W以下	
	九州総合通信局管内	平成31年６月30日まで	0.1W以下	
	沖縄総合通信事務所管内	平成31年６月30日まで	0.1W以下	
66GHzから67GHzまで	信越総合通信局管内	平成31年６月30日まで	0.1W以下	
	四国総合通信局管内	平成31年６月30日まで	0.1W以下	
	九州総合通信局管内	平成30年６月30日まで	0.1W以下	
92GHzから94.4GHzまで	四国総合通信局管内	平成31年６月30日まで	0.1W以下	
	九州総合通信局管内	平成31年６月30日まで	0.1W以下	
95GHzから100GHzまで	四国総合通信局管内	平成31年６月30日まで	0.1W以下	
	九州総合通信局管内	平成31年６月30日まで	0.1W以下	

（注１）　発射する占有周波数帯幅にあるいかなる電波のエネルギーも、当該電波が使用可能な周波数の範囲から逸脱してはならない。

（注２）　空中線電力は、その等価等方輻射電力の値がそれぞれ等価等方輻射電力の欄に掲げる範囲内となるものであること。

官　庁　報　告

官　庁　事　項

貸金業法（昭和五十八年法律第三十二号）第三十三条第一項の規定により、日本貸金業協会より届出があったので、同法第四十一条の十二第四号の規定により公示する。

平成二十六年六月二十四日　　金融庁長官　畑中龍太郎

貸金業法第三十三条第一項後段の協会の規則の作成

特定情報照会サービス運営規則

第１章　総則

（目的）

第１条　この規則は、協会が実施する特定情報照会サービスの運営、管理及び利用等に関し必要な事項を定めることにより、反社会的勢力に係る情報を協会員に対して適確に提供できるようにし、もって、協会及び協会員における反社会的勢力との関係の遮断及び排除を確保することを目的とする。

（定義）

第２条　この規則において、次の用語はそれぞれ対応する以下の意義を有するものとし、この規則に定めのない用語で貸金業法（昭和58年法律第32号）に定めのあるものについては、同法に定められた意義を有するものとする。

⑴	回答情報	特定情報照会に対し、当該照会に係る者の情報を特定情報データベースに含まれる情報と照合した結果及びこれに関連する事項に係る情報をいう。
⑵	協会	日本貸金業協会をいう。
⑶	協会員	協会に加入する貸金業者をいう。
⑷	受託指定信用情報機関	指定信用情報機関であって、第３条第２項の規定に基づき同条第１項第１号から第３号までのいずれかの業務を受託している者をいう。
⑸	全国暴力追放運動推進センター	暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第32条の15第１項の指定を受けた者をいう。
⑹	特定情報	反社会的勢力に係る情報であって、協会が特定情報提供者から提供を受けたものをいう。
⑺	特定情報照会	資金需要者等の情報が特定情報データベースに含まれるか否かの照会をいう。
⑻	特定情報照会サービス	協会が、利用協会員に対し、業として行う、特定情報照会に対する回答情報の提供をいう。
⑼	特定情報提供者	協会が、利用協会員に対して回答情報を提供するために、第10条第１項又は第２項に従い、反社会的勢力に係る情報の提供を受けることについて合意している法人又は団体をいう。
⑽	特定情報データベース	特定情報の集合物であって、電子計算機を用いて特定情報に含まれる氏名その他の情報によって検索できるように体系的に構成されたものをいう。